

福岡市共同住宅耐震改修費等補助金 申請書類チェックリスト（改修）

チェックリスト作成者

※申請者または事務代行者（補助金交付申請書に記載または事務代行届にて届け出る者）が作成してください。

□ 1. 補助金交付申請書（福岡市HPにてダウンロード可）		
申請者	耐震設計を行う建物の所有者か （区分所有建物の場合は、管理組合等の代表者か）	□
	申請者は工事業者と契約を行い、工事代金を支払う者か	□
生年月日	申請者の生年月日に誤りはないか。	□
住所	申請者の住所は住民票の記載と相違ないか。	□
事務代行依頼・ 補助事業関係書類の受け取り	事務代行を依頼する場合や、補助関係書類の受け取りを申請者以外に指定している場合について、申請者本人の承諾は得ているか。	□
	工事業者以外の者に事務代行・補助関係書類の受け取りを依頼する場合、「申請等事務代行届」を添付しているか。	□
予定事業期間	申請年度の1月31日までの事業完了予定となっているか。 （例：令和5年度に申請→令和6年1月31日まで） ※事業期間が年度を跨ぐ場合は、別途、事前に全体設計承認申請が必要になりますので、建築物安全推進課までご連絡ください。	□
同意・誓約欄	申請書下部に記載の同意・誓約欄について、申請者本人が確認したうえでチェックを行っているか。	□
市税（固定資産税・都市計画税など）の納付	申請時点で納期限が到達しているものについて、納税（一括納付含む）を行っているか。	□
□ 2. 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であることを証明するもの（建築確認通知書又は検査済証の写し等）		
下記①～④いずれかを提出		
①新築時の建築確認通知書又は検査済証の写し	※昭和56年5月31日以前に増築している場合は増築時のもの。	□
②台帳記載事項証明書	①の書類が手元がない場合に提出（福岡市役所4F建築指導課にて取得）	□
③建築士が建築基準法集団規定に違反していないことを証明する書類	①、②が取得できない場合（建築確認履歴がない場合）に提出（参考書式については、建築物安全推進課にお問い合わせください） ※建築士の方に該当建築物が建築基準法集団規定に違反していないことを証明してもらう必要があります。	□
④固定資産税公課証明書	建築基準法施行以前（昭和25年11月22日以前）に建築された場合、もしくは建築当初に市街化調整区域であった区域に建築されている場合に提出（各区役所納税課等で取得できます。取得の際は、備考欄に建築時期及び経過年数を記載するよう依頼して取得してください。）	□
□ 3. 建物の所有者が確認できるもの		
建物の全部事項証明書（建物登記簿）	登記簿上の所有者と申請者が異なる場合は、下記①～③いずれかの書類を添付すること。 ※建物登記簿に記載している地番と「2. 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であることを証明するもの」に記載している地番が異なる場合は、地番の変遷がわかる土地の閉鎖登記簿を添付すること。	□
①建物の取得直後で建物登記が完了していない場合		
建物の売買契約書等	登記簿上の所有者と申請者間で所有権の移転が行われていることが確認できるもの。	□
②所有者が亡くなっており、相続登記が完了していない場合（1）、（2）いずれかを提出		
(1)遺産分割協議書、公正証書遺言など	申請者が相続人となることが確認できるもの。 ※申請者以外の相続人がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けること及び耐震改修工事を行うことを、相続人全員が承諾していることがわかる書面（任意様式）を添付すること。	□
(1)が無い場合		
(2)法定相続人全員が確認できる書類	所有者の出生から死亡までの戸籍謄本 ※法定相続人が複数いる場合は、申請者が補助金の交付を受けること及び耐震改修工事を行うことを、相続人全員が承諾していることがわかる書面（任意様式）を添付すること。	□
③ ①、②に該当せず、やむを得ない理由により建物所有者が確認できない場合		
固定資産税の納税通知書等	申請者本人が固定資産税の支払いをしていることがわかるもの。	□

裏面に続く

<input type="checkbox"/>	4. 図面（求積表、平面図、立面図、配置図など）	
	面積	建物の延べ面積がわかる書類となっているか。 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	5. 耐震補強計画の概要書等（※第三者機関等により妥当と判定されたもの）	
	診断基準	耐震改修促進法第4条第1項に基づく基本的な方針（H18国交省告示184号）別添第一に規定する基準による診断であるか。 <input type="checkbox"/>
	下記①～④いずれかの方法により、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類を添付	
	①耐震判定委員会の耐震改修計画の判定・評価等	<input type="checkbox"/>
	②建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認	<input type="checkbox"/>
	③耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定	<input type="checkbox"/>
	④建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	6. 見積書	
	改修内容	5. 耐震補強計画の概要書等のとりの改修内容となっているか。 <input type="checkbox"/>
	見積期限	見積の有効期限は、申請時点で有効なものとなっているか。 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	7. 改修工事実施にかかる合意形成資料（議事録等）および管理組合同約の写し（※区分所有建物の場合に提出）	

申請者が法人の場合、代理受領制度を利用する場合は下記も確認

以下、申請者が法人の場合に提出		
<input type="checkbox"/>	8. 法人登記の全部事項証明書	
	役員全員の名前ふりがな、生年月日が確認できる資料（任意様式）を添付すること。 ※福岡市HPにて参考様式「役員名簿」をダウンロード可 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	9. 消費税額の取扱いについての届出等	
	法人の確定申告状況によって必要書類が異なります。 「別紙 申請者が法人である場合の、消費税額の取り扱いについての届出」を参照して下記いずれかの書類を提出してください。	
	補助金の交付の申請に係る申出書	「別紙 申請者が法人である場合の、消費税額の取り扱いについての届出」を参照し、記載内容を確認した。 <input type="checkbox"/>
	完了報告時または工事を行う年度の属する決算期の確定申告後に提出が必要な書類	「別紙 申請者が法人である場合の、消費税額の取り扱いについての届出」を参照し、記載内容を確認した。 <input type="checkbox"/>
以下、代理受領制度を利用する場合に提出		
<input type="checkbox"/>	10. 代理受領事前申請書（福岡市HPにてダウンロード可）	
<input type="checkbox"/>	11. 法人登記の全部事項証明書（代理受領を行う施工業者のもの）	
	役員全員の名前ふりがな、生年月日が確認できる資料（任意様式）を添付すること。 ※福岡市HPにて参考様式「役員名簿」をダウンロード可 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	12. 誓約兼同意書（福岡市HPにてダウンロード可）	

各種様式は下記HPからダウンロードできます。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid_safe/life/003.html

